

2009(平成21)年1月13日

日本弁護士連合会  
会長 宮崎 誠 殿

東京弁護士会  
会長 山本 剛嗣

## 法曹人口問題に関する意見書

本会は、法曹人口問題についての意見書を、以下のとおりとりまとめましたのでご報告申し上げます。

### 第1 意見の趣旨

- 1、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)は、法曹人口について、2000年11月1日の臨時総会で決議された「法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を今後も堅持し、上記総会決議の中で「国民が必要とする適正な法曹人口」の将来予測として試算した「概ね5万人程度」の法曹人口に見合う司法基盤の整備と弁護士業務基盤の確立そして、「法の支配」の実現に向けて全力を尽くすべきである。
- 2、司法制度改革審議会意見書及び2002年閣議決定の増員ペース(「2010年頃に新司法試験の合格者数を年間3000人まで増加させ、その後も同程度以上の合格者を輩出して、2018年頃に実働法曹人口5万人に至る」)は、結果として急激に過ぎ、年間合格者が2000人を超えた現時点において生じている、「法曹の質の低下の懸念」や「法曹人口増員に対応するための司法基盤整備の不十分」等の様々な問題や懸念を徐々に解消すべく、調和のとれた法曹人口の増員ペースに見直されるべきである。

すなわち当会は、将来の法曹人口として「概ね5万人程度」に至る過程において、新司法試験の年間合格者数を、2100人～2500人の範囲内で、その年度ごとの受験生の成績や質に応じて判断されることが妥当であると考えます。

よって、日弁連は、2002年閣議決定の見直し及び新司法試験の年間合格者数が上記の範囲内で収まることを求め、政府及び関係諸機関に対して強く働きかけるとともに国民の理解が得られるよう、政策実現の具体的道程を示しながら積極的な広報活動をすべきである。

## 第2 意見の理由

### 1、「市民のための司法改革」における法曹人口増員の意義

#### (1) 日弁連は何を目指して法曹人口増員の方針を打ち出したか

ア 日弁連は、2000年11月1日の臨時総会において、「法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を決議しているが、その理由とするところは、次の3つであった。

##### 法曹一元制の基盤としての法曹人口

法曹一元制は、官僚司法制度の打破のために日弁連が一貫して主張してきた司法の基本理念であり、弁護士が社会のあらゆる分野で広範な活動をする法律実務専門家として存在することを前提としていて、その実現のために法曹人口増員が必要となることは必然的である。

##### 「市民の司法」の実現基盤としての法曹人口

弁護士が、市民にとって「頼もしい権利の護り手」であり、「信頼できる正義の担い手」であるためには、弁護士が全国にあまねく存在し、社会のあらゆる領域で、真に信頼できアクセスの容易な質の高い法律実務専門家として、身近で活動している状況になければならない。その実効性のある抜本的解決のためには、法曹人口の増加が不可欠である。

##### 21世紀の弁護士像

21世紀の社会では、弁護士が、自由・公正並びに透明性の高い法化社会の進展に寄与し、それを維持発展させるために、地域的にも、分野・領域的にも、社会全般に進出し、市民に助言する専門的法律実務家として活動することが求められる。それらの役割を担いきるためには、それに相応しい弁護士の質と量の確保が必要である。

イ これらの基本理念は、民主的な司法を確立し、その司法に市民が容易にアクセスできるようにして、全国の津々浦々、社会の隅々のあらゆる分野に至るまで、弁護士及び司法制度を利用して法的諸問題が解決される「法の支配」を確立しよ

うとするもので、今日においても、その意義と重要性は何ら変わってはいない。従って、これらの基本理念の実現のための司法改革を推進するとともに、そのために必要な法曹人口増員を、これからも継続していかなければならない。

(2) 弁護士人口の増員は、競争原理に立つものではないこと

我々が考える法曹人口増加の理念は、規制緩和に連なる競争原理に基づく法曹人口増加論、すなわち「弁護士の人口を大幅に増やし、市場の自由競争に任せれば、質の高い法的サービスをローコストで得ることができ、質の低い弁護士は自然淘汰される」という考え方とは明らかに違うものであり、我々はそのような司法の世界における競争ないし市場原理を是認するものではなく、あくまで一線を画す必要があることを敢てここに指摘する。

すなわち、弁護士の職務は、人権擁護と社会正義の実現を使命とする公共的職責を担い、また市民の財産のみならず生命・身体の自由に関わるものであることから、法曹人口を増員する場合にも競争と優勝劣敗の経済論理による淘汰に任せてはならないことを強く自覚し、法曹として必要な質を維持しながら司法改革の実現に資する調和のとれた増員を図らねばならないと考えるものである。

(3) 「概ね5万人」という将来法曹人口予測の根拠

前記2000年11月1日日弁連臨時総会決議は、その提案理由の中で、「国民が必要とする適正な法曹人口」の将来目標として、以下の検討要素を挙げて、「概ね5万人程度」という数値を試算している。

法律相談・法律扶助・国選弁護・当番弁護士など法的ニーズから必要数を積算する方法、

民事法律扶助の拡充、国費による被疑者弁護制度の実現など司法基盤整備の状況を考慮する方法、

東京都や大阪市の人口と弁護士数の比率により、日本全体の弁護士数を推測する方法、

実質GDPの上昇率と法曹人口増加率の比較、

法人数の伸び率と法曹人口増加率の比較、

地域司法計画による積み上げ、

外国の弁護士人口と国民人口比率との比較、

新たな法曹養成制度の整備状況

かかる決議に至るまでの議論過程における当時の予測としては、a.個々の弁護士の負担が適度な範囲で被疑者国選弁護を完全実施するには約5万人の弁護士が必要、b.市民アンケート等による潜在的な法的需要に応じていくためには約4万人の弁護士が必要、c.法曹一元の供給母体としての弁護士は約6万人が

必要、等のシミュレーションであった。日弁連は、それらを総合的に考慮して「概ね5万人程度」という数を試算したもので、仮にその試算の精度に諸々の意見があるとしても現在これを大幅に見直す積極的な理由もなく、またこれは「市民のための司法改革」達成のために必要な数として日弁連が対外的にも宣言した数値であり、これ自体は変えるべきはないと考える。

(4) 数として検討すべき「法曹」とは（隣接法律専門職種との関係）

ここで「適正法曹人口」と言う場合の「法曹」の意味を確認しておく必要がある。

諸外国との法曹人口の比較において、我が国には他国と異なり、弁護士以外に、行政官庁の管理・監督する隣接法律専門職種（司法書士18974人・弁理士7763人・税理士70664人・行政書士38883人・社会保険労務士32322人・土地家屋調査士18615人）が18万人以上もあり、これら隣接法律専門職も含めて法曹人口を比較するのであれば、我が国が諸外国に比して法曹人口が決して少ないとは言えない。

しかしながら、これら隣接法律専門職は、これまで弁護士の少ない地域や経済的規模の小さい市民の法的問題の解決において一定の役割を果たしてきたことは事実であるが、本来的には、法的紛争事案ではない法律事務業務を行うべき存在であり、法的判断が伴う法的紛争事案の解決を担うべき職責は、法曹養成プロセスの法的訓練を積んだ弁護士にあり、その意味で「法曹人口」の「法曹」には含まれるべきものではないのである。

そしてこれら隣接法律専門職は、弁護士と異なり、本来的に行政の補助職としての実質・性格を有するものであり、行政官庁の管理・監督を受ける立場にある。法的紛争事案の解決は、当該行為の妥当性のみならず適法性や違憲性までも常に視野に入れて対応する必要がある、時には国家権力と対峙しなければならないが、行政官庁の管理・監督を受ける隣接法律専門職ではそのような対応は期待できず、権力からの独立を認められ自治権を有する弁護士こそが真にその役割を担うべきである。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書においても、「21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。」と述べられており、隣接法律専門職を法曹に含めて考えてはいないと思われる。更に意見書は「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担

い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」と述べている。すなわち、法的サービスの担い手は弁護士であり、しかし弁護士人口が足りない現状に鑑み、当面の法的需要に応じる為に隣接法律専門職種に措置を講じる（一定の権限を付与する）としたものである。したがって、弁護士人口の増加により弁護士が法的需要を充足するに至った場合は、当面付与された権限の縮小すらを視野におかれているのである。そして、この数年間において、着実な弁護士人口の増員を果たし、法的需要に対応できる展望が拓けている現状において、司法書士・行政書士・社会保険労務士等の権限拡大要求（上限額のない法律相談や代理権付与等）には断固反対するものである。

#### (5) 法曹人口増員実現のために必要な基盤整備

いかに法曹一元制の供給母体として、また潜在的な法的ニーズがあるとして、あるいは被疑者国選完全実施のための刑事弁護人確保のためとして、適正法曹人口「概ね5万人」と算出されたとしても、利用者である市民が容易に法曹（弁護士）を利用できる司法そして社会的基盤が整備され、また弁護士も市民の期待に応えられるような能力・質を備え、これに対応し得る業務基盤が確立されなければ机上の空論の謗りを免れない。

法曹人口の大幅増加によって、法曹一元制の実現を期し、司法を市民の身近にして『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすためには、単に法曹人口とりわけ弁護士人口だけを徒に増やすのではなく、増加する弁護士が有効かつ有益に利用されるような司法のみならず社会基盤の整備が必要であり、日弁連はこれまでも増して、これらの基盤整備のために全力を尽くすべきである。

## 2、法曹人口の増員ペースを緩和すべき理由

以上述べたとおり、将来の法曹人口として概ね5万人程度に向けて、法曹人口は漸次増員されるべきであるし、その人口増員を支える司法基盤及び社会的基盤の整備に向けて、日弁連はこれからも最大限の努力をすべきである。

しかしながら、人口増員ペースがあまりに急激であれば、その増員を支えるべき司法基盤及び社会的基盤の整備が間に合わず、かえって様々な諸問題が生起することとなる。日弁連は、「2010年頃に新司法試験の合格者数を年間3000人まで増加させ、その後も同程度以上の合格者を輩出して、2018年頃に実働法曹人口

5万人に至る」とした司法制度改革審議会意見書及び2002年閣議決定の増員ペースを、これまで尊重してきたが、年間合格者が2000人を超えた現時点において、以下のような問題が顕在化しつつある。前記臨時総会決議において、日弁連は「...このたび審議会から示された前記目標の実現過程や達成時期について、法曹一元制の達成をも展望しながら、司法の一翼を直接担う立場から具体的な提言を行っていきたい。」ともしており、以下の問題が顕在化した今こそ、達成時期の見直しすなわち法曹人口の増員ペースについて提言を行うべきである。

(1) 司法修習生の基本的法律知識の低下について

司法試験の合格者は、2000年の司法制度改革審議会意見書の提言以来、毎年漸次増加し、2004年からは約1500人、2007年からは約2000人程度となっている。それに伴い、司法修習生の考試（いわゆる二回試験）において、2006年の59期では107人の不合格者が、2007年の60期でも新旧合計で119人も不合格者が出る等、大量の不合格者が出る事態となっている。また、2008年10月5日に出された最高裁判所の報告書によれば、法科大学院出身・新司法試験合格者が大部分となっている現在の司法研修所の修習生の現状について、「大多数は期待した成果を上げている」としながらも、一方で「実力にばらつきがあり下位層が増加している」「最低限の能力を修得しているとは認めがたい答案がある」「合格者数の増加と関係があるのではないか」と指摘されている。

大量の二回試験不合格者が出たからといって、合格者も含めて法的基本知識能力のみならず法曹の質全般に問題があるかのように言うのは根拠のないことであるし、まだ1年目の結果だけであり、法曹としての質に問題が発生しているか否かの判断は、今後数年間の経過観察と検証を経なければならない。

しかし、少なくとも現時点において、司法修習生の法的基本知識の修得に懸念が生じているのであるから、そのような法曹養成の現場の声を考慮しその対策とともに新司法試験の合格者数の増員のペースの緩和についても検討せざるを得ない。

(2) 法曹の「質」を担保する新しい法曹養成システムが成熟途上であることについて

法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度は、従来の詰め込み主義による法的知識偏重の旧司法試験制度の行き詰まりを打破し、併せて法曹を大幅に増加させながら質を維持するプロセス教育として導入されたものである。そして、この法科大学院においては、「法理論の基礎知識」と「実務法曹としての基礎能力」を修得することが本来求められるのである。

しかしながら、この制度は日弁連の2008年7月28日付緊急提言の指摘にあるとおり「法曹の質」を担保する制度としては、未だ成熟途上にあると言わざるを得ない。各法科大学院の定員数削減問題が今後どうなるかを含め、現在検討されている法科大学院の在り方とその成熟度を見定める状況にある中、新司法試験の合格者数を従前の数値目標に拘って増加することは妥当ではない。他方日弁連は、法曹養成の中心的役割を担う者として、増員ペースをダウンすることによって質の担保が図られるといえるだけの新しい法曹養成制度の成熟を果たすべく、法科大学院に対する十全な支援とその道筋を示さなければならない。

(3) 法曹人口増員に対応するための司法基盤の整備の遅れについて

新人弁護士の勤務先採用難とO.J.T.問題

弁護士の法曹倫理を含む実務法曹としての能力は、法科大学院や司法研修所の教育のみで養われるものではなく、これまでは、勤務弁護士として、あるいは先輩弁護士との事件を通して経験により修得されてきた面が大きい(いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、O.J.T.)。

ところが、司法試験合格者が2000人を超え、毎年多数の新人弁護士が誕生するようになった2007年から、司法研修所を卒業しても法律事務所への入所が困難となり、やむを得ず最初から独立したり、他の弁護士事務所に席だけ置かせてもらう新人弁護士が少なからず出てきており、今後はその傾向が一層強くなることが予想される。この状況はO.J.T.により実務法曹としての能力を修得する道が狭められることによる法曹の質に直結する憂慮すべき問題である。

日弁連及び各弁護士会は、新人弁護士の採用先確保のために、できる限りの対応策は講じてきたが、残念ながら増員ペースの急激さに追いつけない状態が生じようとしている。即独立をする新人弁護士のための技術支援として、eラーニングによる研修が実施され、更には支援チューター制度や支援メーリングリスト等の制度が実施されようとしているが、増員ペースは、かかる受け入れ態勢の整備状況等に照らして緩和すべきである。

裁判官・検察官の増員

司法制度改革審議会意見書は、法曹人口増加について、弁護士だけでなく、裁判官・検察官についても大幅に増加させることを提唱していた。弁護士が増加し市民が弁護士に法的紛争の解決を依頼しやすくなっても、司法制度を担う裁判官・検察官が不足しては、司法制度を十分に活用することができないからである。

ところが、2000年～2007年の増加の経緯を統計で見ると、弁護士は

約6000人増えているのに対し、裁判官は約400人、検察官は約300人しか増えていない。国の司法予算の制約や、物的施設の収容能力等の問題、あるいは弁護士任官が予想以上に少ないという事情があるにせよ、裁判官・検察官の増員がこのように少ない状況では、司法試験の合格者の9割が志望する弁護士だけが増えても、司法制度の実際の利用は進まないという極めて歪んだ司法環境になりかねない。従って、裁判官や検察官そして職員の更なる増員を図るとともに、他方新司法試験の合格者増員のペースを緩和し、調和をとるべきである。

#### 国選弁護報酬問題

被疑者国選事件の完全実施や、裁判員裁判への十分な対応体制の構築のためには、弁護士が均等にそれらを分担しようとするれば、試算では数万人の弁護士が必要となる。実際には、これら刑事事件の対処のためには、相当数のこれを専門的に扱う弁護士が必要となるが、現在の国選弁護費用はあまりに小額に過ぎる。刑事司法の充実を目指す今後の改革を担う多くの弁護士が十全な刑事弁護の職責を果たす為にも日弁連は、国選弁護報酬の抜本的引き上げを求め、これまで以上に政府及び関係諸機関に対し運動すべきである。

#### (4) 司法の有効かつ有益な利用のための基盤整備及び法的ニーズの顕在化の遅れについて

##### 法律扶助（リーガル・エイド）の脆弱さ

現在の法律扶助の予算金額が、欧米諸国の10分の1以下というような状況では、市民が身近な法律問題についても容易に弁護士を利用することはできない。

市民が司法を身近に利用するためには、法曹人口が増えてアクセスが容易であることももちろん必要であるが、経済力がない人や係争額が小さい事件についても容易に弁護士に依頼して司法制度を利用できるよう、法律扶助の範囲及び予算を飛躍的に拡大させることが必要である。法律扶助事件を専門として経済基盤が成り立つ弁護士が大勢増えてこそ、市民の中の潜在的法的需要を顕在化させることができるものである。

しかし、現時点において、法律扶助の予算金額が圧倒的に少ない現状の中では、市民が弁護士にアクセスし司法を有効かつ有益に利用することは困難である。法律扶助予算の拡大に合わせた法曹人口の増員のペースを考慮せざるを得ない。

##### 市民・事業者等の潜在的法的需要に応えるための体制の整備について

市民や事業者・中小企業等の中に、まだまだ隠れた潜在的法的需要があるこ



とは、近年日弁連が行なった法的ニーズ調査報告書中の中小企業アンケートや市民アンケートでも明らかである。

しかしながら、法曹人口が増え始めたこの10年間でもさほど民事訴訟の事件数は増加しておらず、そのような潜在的法的需要に我々弁護士が応えられていない実情がある。それら潜在的法的需要に応えるためには、弁護士の数を増加させることはもちろん必要であるが、それだけではならず、前述した法律扶助の範囲及び予算の飛躍的拡大以外にも、弁護士の側で、それらを顕在化させ、仕事として受けられる体制作りが必要である。

具体的には、保険会社等とタイアップした権利保護保険の確立と拡充、少額訴訟への弁護士会としての対応（会が窓口となり新人弁護士等に受任してもらうシステム）、全国津々浦々で身近な場所で法律相談が受けられる体制の拡充、弁護士情報の開示（「ひまわりサーチ」システムの構築がなされた）、費用設定の明確化、弁護士会及び個々の弁護士の広報の充実による「敷居の高さ」の克服、ホームロイヤー制度の普及、等が考えられる。

日弁連は、これまでこれらの諸制度を実現すべく研究・検討し活動してきているが、増加した弁護士が市民・事業者等の潜在的法的需要に十分に受けられる体制作りは、まだ十分ではなく、現時点においては、反省も込めて、法曹人口増員のペースを見直さざるを得ない。前記日弁連調査報告書でも、2018年に現在の2倍の弁護士人口（5万人）を吸収できる法的ニーズの顕在化は困難であると指摘しており、達成時期を遅らせて、その間に一層の業務推進を実現することによって、法的ニーズの顕在化を図ることができると考える。

企業・官公庁等の弁護士需要について

21世紀の弁護士像において、弁護士がこれまでの職域にとどまらず、企業や官庁等にスタッフとして入り、その専門的知識を生かして活躍していくことが展望されており、司法制度改革審議会意見書においても法曹人口増加の需要として指摘されている。しかしながら、現状においては、企業・官公庁における組織内弁護士への需要は、最近とみに増加しつつあるものの、まだ予測されたほどの数で伸びてはいない。近時日弁連・弁護士会は、求人求職情報システムを構築して官庁等に働きかけ、また積極的に中小企業庁・経団連・地方自治体と連携を図って需要提起の着実な成果を挙げてはいるものの、その顕在化が不十分な現状においては、その需要増加を前提とした当初の法曹人口増加ペースも、弁護士会の運動不足の反省を込めて、見直さざるを得ない。

### 3、現在の増員ペースを緩和しても司法改革の実現に支障のないこと

### 弁護士過疎偏在

いわゆる弁護士過疎のゼロ地域は昨年解消され、ワン地域もなくなりつつある。しかし、都市部に集中する弁護士の偏在は依然として利用者のアクセスにとって大きな課題である。弁護士の過疎偏在問題の対策は、弁護士人口の大幅増加が必要条件ではあるが、増えた弁護士人口が一定程度そのような過疎偏在地域に進出していく政策的誘導が必要である。具体的には、2001年1月から開始されたひまわり基金法律事務所の過疎地への積極的誘致はこれまで累積で91箇所へのほり、また2006年10月業務開始した法テラスの過疎対策ではいわゆる4号地域事務所は2年間で19箇所になり、前述のとおり2008年6月をもっていわゆるゼロ地域は解消し、20のワン地域を残す状況にまで到達している。更に、弁護士会による地域ごとの需要調査や地元自治体との協力、過疎偏在地域に事務所を出す弁護士への日弁連からの経済・技術支援等が実施されている。過疎偏在問題の解決策は、この数年間の合格者増により目覚ましい進展を遂げたことは事実であるが、この問題の解決に必要なことは今や単純なる法曹人口の大幅増員にあるのではなく、これら各地弁護士会、ブロック、日弁連が推進する過疎偏在地開業弁護士等への支援対策の実行にあるのである。そして、この対策を実現する為に必要とされる弁護士の数は現在の弁護士増員ペースを緩和しても十分足りるのである。ただし、このことは、今後とも日弁連等が過疎偏在問題を可及的速やかに解消する具体的施策を推進することによって初めて説得力をもつものであることを自覚しなければならない。

### 被疑者国選弁護・裁判員制度への対応

日弁連の報告によると、被疑者国選弁護は、1人当たり年間15～20件を上限として受任することを前提とすると、本庁所在地、裁判員裁判を行う支部においては対応可能（年間93715件につき、スタッフ弁護士を含む法テラス契約弁護士13597人）であり、問題は過疎偏在問題を抱える支部管轄の地域である。この問題は法曹人口急増によって解決するわけではないことは、上記と同様であり、本庁所在の弁護士の援助や法テラスのスタッフ弁護士の拡充、ひまわり公設事務所の開設などでやり切るしかない。そして、そのことは現在の増員のペースを緩和してもやり切れることである。また、連日開廷を原則とする裁判員裁判（年間2000件）の対応については、年間30件未満を担えば足りる単位会は25会であり、その余は25%が高裁所在地に集中し、50件未満が8単位会である。そして、これら単位会は相応の弁護士数を擁しており対応は可能とされている。

### 第3 結論

(1) 以上のことから、当会としては、市民のための司法改革を貫くため、「国民が必要とする数を質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を今後とも堅持し、「概ね5万人程度」の法曹人口に見合う基盤整備の対策を今後とも全力で押し進めるべきと考える。しかし、具体的な毎年の新司法試験合格者数については、現在の増員ペースは急激に過ぎ、増員のペースはスローダウンすべきであると考ええる。

そして、その具体的な人数については、新司法試験合格者年間2000人または現状維持である約2100人(旧司法試験組を入れると2300人程度)程度に固定するとの考え方もあるが、旧司法試験組が順次少なくなることを考えると、2000人は全体数を現状から削減することを意味し、法科大学院に対する深刻な影響を避けるとともに、年間合格者数を当初構想した数からあまり低く抑えることはかえって司法試験受験生の意欲や質の低下を招きかねない悪循環も懸念される。当会としては、司法試験委員会が2007年6月の時点で2008年度の新司法試験の合格者数の目安とした年間2100人~2500人の範囲内で、年度ごとの受験生の成績や質に応じて合格者の数が判断されることが妥当であると考ええる。

(2) 因みに当会の主張する増員ペースにより法曹人口5万人到達後の合格者数をどうするかは、激変する社会経済・政治情勢に鑑みると答えの難しい問題であるが、概ね5万人が現実化する数年あるいはそれより以前において、潜在的ニーズの掘り起こしと、法曹人口を支える社会、司法基盤の整備の実現状況を勘案しつつ、判断しなければならない。その判断過程においては法科大学院の学生の質や意欲に深刻な影響を及ぼさないような配慮をしなければならず、その結果はなだらかな合格者数の増加又は減少曲線を描くことになるだろう。

日弁連としては、今後とも法曹の質の検証を継続しながら、弁護士白書(より精緻なものが求められよう)や法的ニーズの分析など様々な統計・データのもとに法曹人口の検証を続けるべきである。あわせて、日弁連は、市民の法的ニーズをさらに顕在化させるために、司法の制度的基盤整備の諸課題を実現する行動計画を策定し、会員の総力を結集して大きく運動を展開すべきである。

以上